

奨学金名	JEES・MUFG 緊急支援 奨学金【一時金】(コロナの中で学生が進むチカラになる。MUFG 奨学金)							
財団・寄付者	日本国際教育支援協会(JEES) / 株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ							
目的	日本国内の短期大学、大学及び大学院に在籍する日本人学生及び私費外国人留学生に対して奨学金(一時金)を支給することによって、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的影響を受けた学生等の不安を緩和し、学修の継続を支援することを目的とする。							
給付額	100,000 円	(学部)						
	100,000 円	(大学院)						
給付回数	1 回 (一時金)							
奨学金対象期間	2022 年8月 (1回のみ)							
推薦予定人数	4 名程度							
応募要件	セメスター *2022年4月時点	学部生	✓2セメ ✓3セメ ✓4セメ ✓5セメ ✓6セメ ✓7セメ ✓8セメ					
		大学院生	修士: ✓2セメ ✓3セメ ✓4セメ 博士: ✓2セメ ✓3セメ ✓4セメ ✓5セメ ✓6セメ					
	他奨学金	これまでにJEES奨学金、JEES冠奨学金を受給していない者 APUからJEES奨学金、JEES冠奨学金に推薦中でない者						
	成績	通算GPAが2.8以上である者 (2021秋セメスター終了時点)						
	通算修得単位数	学部生のみ:セメスターに応じた標準単位数 を修得済みであること						
		1セメ終了者 16単位	2セメ終了者 28単位	3セメ終了者 48単位	4セメ終了者 64単位	5セメ終了者 80単位	6セメ終了者 96単位	7セメ終了者 112単位
	その他資格	次のすべてに該当する者。 (1) 令和4年4月に、日本国内の短期大学、大学及び大学院に在籍する日本人学生(日本への永住が許可されている者を含む。又は令和4年4月に日本に在留している私費外国人留学生のうち在留資格が「留学」である者。 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な損失が発生し、学修の継続に経済的援助を必要としている者。(例:アルバイトを失業した者。アルバイト収入が新型コロナウイルス感染症蔓延以前と比較して大幅に減少した者。家族からの仕送りが減少した者等。 (3) これまでにJEES奨学金、JEES冠奨学金を受給していない者、又は受給予定でない者。 (4) 人物が優れていて、学修に真摯に取り組んでいる者。 (5) 令和4年4月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。						
注意事項	(1) 以下の者は対象外とする ・倫理観・責任感に欠け、奨学生として相応しくない者 ・健康診断未受診(再検査・精密検査未受診含む)など、大学で求められた事項を完了していない者 (2) 採用が決定した後でも、以下の事項が発生した場合は、採用の取消となる場合がある。 ・応募書類、面接内容において虚偽が認められた場合 ・懲戒処分を受ける等、受給することが相応しくない事由が発生した場合 ・健康診断未受診など、大学で求められた事項を完了しなかった場合 ・奨学金の受給資格条件を満たさない状態となった場合							
奨学団体による義務・決まり	【義務】 (1) 奨学生は、令和4年度の学習・研究状況・生活状況について、令和4年度末に所定の様式により大学を通じて本協会へ報告すること。 (2) 奨学生は、本奨学金受給後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等へ回答すること。 (3) 奨学生は、交流会等が開催されたときは可能な限り参加すること。 【本奨学金の支給決定取消】 (1) 奨学生が願書の提出から奨学金の大学送金までの間に学生の身分を失った場合には、本奨学金の支給決定を取り消す。 (2) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。 【注意事項等】 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、応募・推薦書類の記載事項に虚偽があった場合、すでに支給している奨学金の返還を求められる場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他への付帯義務を負うものではない。							
推薦者選考	(1) 学内選考:書類選考(書類をメールで提出) * 願書(様式1)、推薦書(様式2)と、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な損失が発生し、学修の継続に経済的援助を必要 としていることを証明する書類を提出してください。 * 締切後は理由に関わらず申請を受け付けません。 * 申請が完了したか否かの問い合わせは受け付けません。 * 申請は一回限り有効です。二回目以降の申請は無効となります。 * 申請時に日本国外にいる学生は、申請が出来ません。 (2) 奨学金団体による選考							
選考スケジュール	書類審査:申請締切	5月25日(水) 12:00p.m.(日本時間)						
	1次審査結果発表	6月1日(水) キャンパスターミナル個人伝言にて						
	奨学金団体への推薦締切	6月上旬						
	奨学金団体面接	なし *大学宛て通知						
	採否通知	7月下旬						
問い合わせ先	スチューデント・オフィス奨学金担当 メールアドレス: apusch@apu.ac.jp							

令和4年度 JEES・MUFG 緊急支援奨学金(一時金) (コロナの中で学生が進むチカラになる。MUFG 奨学金) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(代表執行役社長 亀澤宏規氏)のご支援により、「JEES・MUFG 緊急支援奨学金(一時金)」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、日本国内の短期大学、大学及び大学院に在籍する日本人学生及び私費外国人留学生に対して奨学金(一時金)を支給することによって、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的影響を受けた学生等の不安を緩和し、学修の継続を支援することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(MUFG)は新型コロナウイルスの感染拡大長期化に伴い、経済的な理由から学業の継続や進学を諦めざるを得ない意欲ある次世代を担う学生への支援を目的として資金を提供された。

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 令和4年4月に、日本国内の短期大学、大学及び大学院に在籍する日本人学生(日本への永住が許可されている者を含む。)又は令和4年4月に日本に在留している私費外国人留学生のうち、在留資格が「留学」である者。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な損失が発生し、学修の継続に経済的援助を必要としている者。(例:アルバイトを失業した者。アルバイト収入が新型コロナウイルス感染症蔓延以前と比較して大幅に減少した者。家族からの仕送りが減少した者等。)
- (3) これまでに JEES 奨学金、JEES 冠奨学金を受給していない者、又は受給予定でない者。
- (4) 人物が優れていて、学修に真摯に取り組んでいる者。
- (5) 令和4年4月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

4 支給内容

- (1) 1校につき400,000円以内とする。
- (2) 1名あたりの最低金額は100,000円とする。
- (3) 1校につき推薦人数は4名以内とする。

5 支給時期及び支給方法

令和4年8月上旬(予定)を目途に大学を通じて支給する。

6 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、7に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。

7 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービス Box の指定 URL へアップロード(※)	Excel	原則として日本語で記載されたものに限る。但し、英語のみで学位を取得できるプログラムに在籍する者に限り、英語による記載を可とするが和訳を添付すること。
(2)	推薦書(様式 2)		Excel	大学職員もしくは指導教員が記入すること。

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

8 応募・推薦書類の提出期限

令和 4 年 6 月 10 日(金)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や、提出書類に不備がある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9 選考方法及び結果の通知

理事長は、6 の(2)により推薦された者について、選考を行い、奨学生を決定する。結果は、令和 4 年 7 月下旬を目途に、大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

10 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、令和4年度の学習・研究状況・生活状況について、令和4年度末に所定の様式により大学を通じて本協会へ報告すること。
- (2) 奨学生は、本奨学金受給後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等へ回答すること。
- (3) 奨学生は、交流会等が開催されたときは可能な限り参加すること。

11 本奨学金の支給決定取消

- (1) 奨学生が願書の提出から奨学金の大学送金までの間に学生の身分を失った場合には、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (2) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

12 その他(注意事項等)

奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、11 の(2)に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他への付帯義務を負うものではない。

13 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、13(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示する場合を除き、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生を決定するため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金交流会等の開催のため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

14 問い合わせ先

問い合わせフォーム: <https://forms.office.com/r/5HPWx0PcbX>

(お問い合わせの前に別紙「FAQ(よくある質問)」のご確認をお願いいたします。)

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階
TEL : 03-5454-5274 E-mail: ix@jees.or.jp

以上